

兵庫県公報

令和4年3月18日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

| | |
|--|-----|
| 教育委員会規則 | ページ |
| ○ 兵庫県教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則 | 1 |
| 教育長訓令 | |
| ○ 兵庫県教育委員会事務決裁規則第4条第9号の規定に基づく教育委員会規則の軽易な事項 の改正等を定める規程 | 1 |

公布された法令のあらまし

◎兵庫県教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第2号）
教育委員会規則の制定及び改廃のうち軽易な事項等の改正について、教育委員会の会議の議決による決裁を不要とするため、所要の整備を行うこととした。

教育委員会規則

兵庫県教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年3月18日

兵庫県教育委員会
教育長 西上三鶴

兵庫県教育委員会規則第2号

兵庫県教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

兵庫県教育委員会事務決裁規則（昭和53年兵庫県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
第4条第9号中「改廃」の右に「（軽易な事項の改正又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき委員会が知事の補助機関である職員に委任した事務に係る改正で教育長が別に定めるものを除く。）」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

教育長訓令

兵庫県教育長訓令第1号

本 庁

兵庫県教育委員会事務決裁規則第4条第9号の規定に基づく教育委員会規則の軽易な事項の改正等を定める規程を次のように定める。

令和4年3月18日

兵庫県教育長 西上三鶴

兵庫県教育委員会事務決裁規則第4条第9号の規定に基づく教育委員会規則の軽易な事項の改正等を定める規程

兵庫県教育委員会事務決裁規則（昭和53年兵庫県教育委員会規則第2号）第4条第9号に規定する教育長が定める教育委員会規則の軽易な事項の改正又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき兵庫県教育委員会が知事の補助機関である職員に委任した事務に係る改正は、次の各号に掲げる改正の区分に応じ、当該各号に定める改正とする。

- (1) 軽易な事項の改正 法令又は条例の制定又は改廃に伴う規定の整理その他の形式的な変更に係る改正
 (2) 地方自治法第180条の7の規定に基づき兵庫県教育委員会が知事の補助機関である職員に委任した事務に係る改正 次の表の左欄に掲げる教育委員会規則の改正（それぞれ教育委員会から知事の補助機関である職員に委任した同表右欄に掲げる事務に係る改正に限る。）

| | |
|---|---------------------------|
| 兵庫県立但馬文教府の管理に関する規則(昭和38年兵庫県教育委員会規則第15号) | 兵庫県立但馬文教府の管理に係る事務 |
| 兵庫県立文化会館の管理に関する規則(昭和45年兵庫県教育委員会規則第16号) | 兵庫県立文化会館の管理に係る事務 |
| 兵庫県立美術館管理規則(昭和45年兵庫県教育委員会規則第18号)(王子分館に係る部分に限る。) | 兵庫県立美術館の王子分館の管理運営に係る事務 |
| 兵庫県立嬉野台生涯教育センターの管理に関する規則(昭和54年兵庫県教育委員会規則第13号) | 兵庫県立嬉野台生涯教育センターの管理運営に係る事務 |

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。